●論文 -

あぶりだす差別 ―「無らい県運動」から学ぶ(序論)

近畿大学人権問題研究所教授 奥 田 均

[1] 徳田弁護士の問題提起

2002年の暮れに、当時(財)鳥取市人権情報センターの副所長をやっていた椋田昇一さんから、1本のビデオテープが送られてきました。添えられていた手紙には、「先日、徳田弁護士の講演会が鳥取であった。その内容は、奥田さんが差別の問題を論じるときによく取り上げているフーコー(フランスの哲学者)の権力論と通じているように思う。参考になると思うので一度、聞いてみてはどうか」と記されていました。

徳田弁護士とは、熊本地裁で闘われた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟(2001年5月11日判決・原告全面勝訴)」の弁護団代表をつとめた徳田靖之弁護士のことです。送られてきたテープは、鳥取市民によって結成された「ハンセン病問題とともに歩む会」(林光宏代表)が同年11月16日に開催した講演会の記録で、徳田さんが「ハンセン病問題と私たちの責任」と題して話されたものでした。¹⁾

徳田さんは講演のはじめの部分で、「大分市内で事務所を開いて(中略)ごくごく普通の事件を平凡にやっていまして人権問題等に関わることもあまりない、そういう弁護士」である自分が、なぜこの訴訟に関わるようになったのかを丁寧に話されています。そこでは、①1986年に友人からエイズであることの告白を受けたこと、②その友人と共に「エイズ予防法」反対の取り組みを進める中で、初めて「らい予防法」をきっちりと読んだこと、③その時、この法

律のひどさを認識しながらも特段の取り組みをしないままに過ごしてしまった こと、④そんな中、1995年に島比呂志さん(ハンセン病回復者)から九州弁 護士連合会宛に出された手紙に、「人権擁護をその職業的な使命とするはずの 弁護士会は沈黙を続けているが、あなた方にその責任はないのか」と記されて いたことの衝撃、⑤これをきっかけにようやく九州の弁護士による、ハンセン 病国立療養所での実態調査を実施したときのショック、⑥その後、1998年の シンポジウムにおける志村康さん(ハンセン病回復者)からの質問-「自分は 実は療養所の中で結婚した。自分は断種を拒否した。妻が妊娠した。何として も産みたかった。必死になって我が子をこの中で産み育てたいということで必 死になって動き回ったが、結局許されず妻は堕胎を強制された。その子は女の 子で、自分の母がその子にミサオという名前をつけてくれた。自分はいつもそ の子の位牌を持ち歩いている。自分はこの子の仇を討ちたいと思っている。し かし自分たちはもう年老いた。お金もない。組織もない。みんな重たい後遺症 を負って、身動きもままならない。(中略) そういう人間が起こすような裁判 を手伝ってくれるような弁護士はいるのだろうか」-に対して、シンポジスト として取り組みへの決意を明らかにするに至ったことなど、痛烈な反省を込め た自身のハンセン病問題に対する関わりの歩みが語られていました。

そしてそれをあえて丁寧に語ったわけをこう述べられています。「世界に全く例のない人権蹂躙を90年近くに渡って許し続けてきたということにおいて、私たち一人ひとりはどのような責任を感じるべきなのか。ここを曖昧にしたままでこの問題を考え行動するということは、多分どこかで間違いを起こすのではないかと思うのです。そういう意味において、私や私たち弁護士が犯した過ちをお話した上で、ハンセン病問題とはどういうものかをお話したいと考えたからです」。

「2] 末端における加害責任

ハンセン病問題を考えていくうえで、「私たち一人ひとりの責任」という視 点を強調する徳田さんが、とりわけしっかりと捉え直さなければならない事実 として取り上げているのが「無らい県運動」です。自分たちの県からハンセン 病患者を一掃し、「無らい県」を実現しようという取り組みを国は地方自治体 と一体となって戦前のみならず戦後も展開しました。

徳田さんは、「『無らい県運動』、これは何が一番怖いか。ハンセン病患者で はないかと疑いを掛けられた人たちを、社会からあぶり出していく装置、これ が社会の隅々につくられたということです。(中略)そのあぶりだしていく末 端を担ったのが、隣人であり親戚であり学校の先生方だったわけです。(中略) 末端を担った加害者になってしまったというところに実はふるさとがある」と 指摘しています。そしてここのところを理解しないと、「何でどうしてハンセ ン病の問題、隔離政策がこんなに長く続いたのかということを、私たちは理解 できないのではないかと思います。(中略)40年~70年もの長きに渡ってふ るさととのつながりを絶たれている人たちを、本当にふるさとを挙げて歓迎す るという状況がまだできていないのはなぜなんだろうか。(中略)そのことと、 少なくともこの無らい県運動は無関係ではない」と、「無らい県運動」の過去 においてのみならず、今日に至るまで果たし続けている社会的影響について訴 えています。

そして「国家権力が差別の構造をつくり出し、その排除や差別の末端を民衆 に担わせていくという装置を張りめぐらすという意味においては、まさに部落 差別の問題と同じ問題として考えられると私は思うわけです」と差別を支える 社会構造に言及し、別な機会にも2)「日本社会に通底している差別の洗い出し と克服のためには、このような差別意識を生み出した根源を解明することが不 可欠であり、その主要因としての『無らい県運動』を、国を挙げ、自治体ぐる みで解明していくことが何より求められている」と主張しています。

徳田さんとは 2003 年の 10 月に、同じく鳥取で開催されたシンポジウムでご一緒し、じかにこうした問題提起を受けることとなりました。「国家権力が差別の構造をつくり出し、その排除や差別の末端を民衆に担わせていくという装置を張りめぐらす」という差別のカラクリは部落差別の問題と同じではないかという指摘は、私にストレートに届きました。力不足を承知の上で、しかし徳田さんから投げかけられたこの問題提起に取り組んでいくことがハンセン病問題に対する「私の責任(私にできる取り組み)」につながるのではないかと受け止めたのでした。

[3] 黑髮小学校事件³⁾

(1)事件の発端

「無らい県運動」に象徴される、民衆自身がハンセン病患者に対する排除や 差別の実行者として登場するという悲劇の事実は枚挙にいとまがありません。 それは、戦後の民主憲法の下においても貫かれてしまいました。その典型的な 事件の一つが熊本県における黒髪小学校事件です。

熊本県内のハンセン病療養所である菊池恵楓園には、1942年に開設された 龍田寮がありました。これは親が療養所に入所した子ども(未感染児童)の施 設で、1943年には地元にある黒髪小学校の分校となりました。しかしその実 態は、1年生から6年生までを一人の教員が担当し、それもその教員は本校の 保護者に見つからないようにこっそりと通うという状況でした。これに対し て、龍田寮児童の本校通学を認めるようにとの申請がずっとなされてきました がかなえられませんでした。

こうした中で1953年12月に、菊池恵楓園の宮崎園長は「龍田寮児童の通学が認められないのは差別だ」として熊本地方法務局に差別撤廃の申告を行いました。同じ月に開催された黒髪小学校PTA総会はこの問題で大荒れに荒れ、保護者アンケートでは7割近くが反対の立場をとったのでした。

(2)激烈な反対闘争

熊本市教育委員会は1954年3月1日に通学決定を表明しました。しかし、4月7日には反対派町民大会が開催され、そこにおいて同盟休校が決議されます。翌8日の入学式には龍田寮から4人の新一年生が保育所職員に付き添われて登校したのですが、その子ども達を待ち受けていたのは校門に張られた「らいびゃうのこどもと一しょにべんきゃうをせぬやうに、しばらくがくかうをやすみませう」という大きな張り紙だったのです。そして反対派保護者はピケをはり、登校してくる子ども達を家に帰すという強硬手段に出ました。やがて、お寺や神社、工場など17箇所で「第二黒髪小学校」と称する自主学習をはじめました。

熊本市教育委員会は、龍田寮の新1年生を再検査させた上で保護者へ入学を認めるように改めて訴え、ようやく3人の子どもの通学が実現して5月7日に黒髪小学校は再開されました。しかし9月からは龍田寮の2年生以上の児童も通学させる方針を出したことに対して、反対派は6月に「黒髪会」という組織を結成して再び反対運動を強めました。問題は国会でも取り上げられましたが解決せず、翌年(1955年)2月には反対派がハンストを決行するまでに至りました。

泥沼状態に陥った事態は最終的に、1955年入学予定の龍田寮の新1年生を 熊本商科大学構内にある学長自宅に引き取り、そこから通学させるということ で一応の決着をみて、4月18日に新1年生3人が入学しました。これら3人 の子ども達は学長とは別棟で生活し、龍田寮の寮母が泊り込みで世話を行いま した。しかしその後、龍田寮の子ども達は順次児童養護施設などに引きとられ る措置が取られ、龍田寮そのものが1957年に廃止されました。その結果、龍 田寮から入学した児童で、黒髪小学校を卒業した子どもは一人も出なかったの です。

(3) 事件のおそろしさ

親が療養所に隔離収容され、親戚縁者からも見放された龍田寮の子ども達に、なぜ同じ幼子を持つ親達がここまでひどいことができたのでしょうか。「らいびゃうのこどもと一しょにべんきゃうをせぬやうに、しばらくがくかうをやすみませう」と書かれた張り紙をわざわざ平仮名で大書し、その前でピケを張っている大人たちの姿を、保育所職員に連れられて登校してきた4人の新一年生達はどんな思いで眺めたのでしょうか。この事実は、これらの子ども達のその後の人生に、どんな風に刻まれていったのでしょうか。

反対派のひとりであったKさんは、当時のことを次のように語っています。「PTAの役員の人たちが『ありゃー、うつる、うつる』といいなさるもんだけん。私もそうかなと思うとりました」。「集会でもデモでも、役員の人たちが呼びに来て、行かんならおこらるっですもん。反対せんなら村八分だった」。そしてスピーカーをつけた反対派のオート三輪が、「きたない、きたない、らい病の子ども」と流しながら龍田寮の周囲を街盲したのです。

ハンセン病患者やその家族を排除し差別したのは国家権力だけではありません。生活の現場で当事者の前に立ちはだかり、激烈な排除と差別を実行したのは、普段は善良で子どもを愛するごく普通の親たちでした。「国家権力が差別の構造をつくり出し、その排除や差別の末端を民衆に担わせていく」という構図が、黒髪小学校事件の中にありありと描かれています。

さらに見逃してはならない事実が2つあります。1つは、1955年当時龍田寮には、6歳の朝鮮人の子どもが2人いたのですが、反対派の「龍田寮児童中、朝鮮人はその故をもって黒髪校入学は拒否する」との主張のもとに、熊本市内の児童養護施設に移されていた事実です。ハンセン病患者に対する差別の中に、朝鮮人差別が貫かれていたのです。

もう1つは、入学賛成派の人々の主張です。入学を認めようとするその立場は、当時の状況を踏まえれば高く評価されるものであることは言うまでもあり

ません。しかしそこでは、「保護者が癲癇養所に入る時に引き取る人がなかっ た気の毒なこれ等の龍田寮児には特別な愛情をこそ世人は注ぐべきである」と いう同情論が基調として展開されていました。賛成論においてさえ、恩恵的、 慈恵的発想を乗り越えるものではありませんでした。

「4] 黒川温泉ホテル宿泊拒否事件

(1) 宿泊拒否事件の概要

1996年、89年間に渡ってハンセン病患者(回復者)を隔離する法的根拠で あった「らい予防法」が廃止されました。1998年にはらい予防法違憲国家賠 償請求訴訟が熊本地裁に提訴され、2001年5月11日に国全面敗訴の判決が出 され確定しました。国は過去の過ちを認めて謝罪しました。国家権力による制 度、政策としてのハンセン病患者(回復者)への人権侵害は終止符が打たれた のです。

しかしこれによってハンセン病問題が解決したわけではありません。一般市 民がハンセン病患者に対する排除や差別の実行者として登場する悲劇の構図も また、その後もなお生々しく生き続けているのです。その忌まわしい現実を象 徴するのが、全国に名高い熊本県黒川温泉において引き起こされた「黒川温泉 ホテル宿泊拒否事件」です。

熊本地裁判決から2年余りが経過した2003年9月17日、熊本県は「ふるさ と訪問里帰り事業 | として、菊池恵楓園の入所者 18 名と付き添い 4 名の宿泊 を「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」に予約しました。この取り組みは、 社会復帰が思うように進まない入所者に、少しでもふるさとを感じてもらおう という目的で企画された県の事業です。予約を取り付けた後、県は11月7日 にファックスで宿泊者名簿をホテル側に送付し、宿泊予定者が療養所入所者で あることを伝達しました。これに対してホテル側は 13 日に、ハンセン病元患 者であることを理由に宿泊拒否を県に通告してきたのです。

翌14日、県職員は知事名の申し入れ書を持参して、本社のアイスター(東京都港区)に出向いて再度の要請をしましたが姿勢を改めようとはしませんでした。17日には菊池恵楓園の入所者自治会が直接ホテルに出向き抗議しましたが、ホテル側は宿泊拒否の姿勢を変えようとはしませんでした。露骨なホテル側の差別に対して、熊本県知事は18日の定例記者会見で一連の事実を公表することに踏み切りました。こうして明らかになったのが「黒川温泉ホテル宿泊拒否事件」です。

(2) 事件の経過

11月20日、事件が全国的に報じられていくとホテルの総支配人が菊池恵楓園を訪れて自治会に謝罪します。しかし自治会側は、その形ばかりの姿勢を見抜いて、謝罪の受け入れを拒否しました。翌21日、熊本地方法務局と県は、旅館業法違反でホテルを熊本地検に告発し、地検による捜査が進められました。

一方ホテル側は社長が交代し、新社長は12月1日の記者会見で「宿泊拒否は当然の判断」「予約の際に隠した県に責任がある」と発言し、ホテル側が何ら反省していないことが明らかになります。のち新社長は発言を撤回し、菊池恵楓園を訪問して入所者自治会に謝罪し受け入れられます。しかし社長はその後も、「県に責任がある」との発言を繰り返し、3月12日には県庁での記者会見において会社側は「責任は県にある。我々は被害者である」と主張、5月5日をメドにホテルを廃業することを明らかにしました。

こうした中で県は旅館業法違反にもとづきホテルを 3 月 15 日から 18 日まで 営業停止処分に処しました。また熊本地検は同法違反の罪で社長ら 3 人と法人 を略式起訴し、法定刑上限の罰金 2 万円を命じる刑事処分を決定しました。ホテル側は 3 月 29 日に、処分の受け入れを表明するとともに、 5 月 6 日をもって廃業してホテルを取り壊すとの声明を出し、 5 月 20 日にホテルの全従業員

の解雇を通告しました。

(3) 市民の登場

明らかな通り、宿泊拒否事件の加害者はホテル側であり、被害者は予約を取 り消された菊池恵楓園の入所者です。そしてホテル側は旅館業法違反の罪で罰 せられました。事件としてはこれで一件落着です。しかしこれで本当に今回の 問題は解決したといえるのでしょうか。

実はそこには、「影の主人公」とでもいうべき重要な事件関係者が語られて いません。それが「市民」です。そもそもホテル側が菊池恵楓園入所者に対し て宿泊を拒否した理由(動機)は、「他の宿泊客に迷惑がかかる」というもの でした。ハンセン病回復者を排除する行為の矢面に、宿泊客という市民を突き 出し、市民と市民の対立関係へと問題をすり替えることによって自らの差別性 や犯罪性を正当化しようとしているのです。しかもそこには、「市民は今でも ハンセン病に対する偏見を持っており、回復者といえども、療養所入所者と一 緒に宿泊・入浴することには強い拒否感をもっているだろう」という差別の現 実を見透かしたふてぶてしさが示されています。

「排除や差別の末端を民衆に担わせていく」構造が今日なお生き続けている ことを端的に表現したこの事件は、その後さらに苛酷な現実を菊池恵楓園の入 所者の人々に突きつけていきます。それが、熊本県や入所者自治会等に対して 殺到した市民からの中傷であり、「ホテルに迷惑をかけたこと」に対する抗議 の電話や手紙、ハガキでした。中には後遺症のひどい人の写真をハガキの中央 に張り付けたものまであったといいます。

電話や手紙等は、そのあまりのひどさゆえに全容は公表されていません。差 別の現実をありのままに訴えることすらできない、「差別の厳しさが差別の事 実をねじ伏せてしまう」というジレンマです。そこに見えてくるのは、一握り の当該ホテル関係者だけではなく、なお生き続けているハンセン病回復者を見 つめる市民の差別のまなざしでした。

(4) 事件の根深さ

今回のホテル宿泊拒否事件と同様の出来事は過去にも何度も引き起こされてきました。例えば、熊本新聞社編『検証・ハンセン病史』(河出書房新社2004年3月)には、1985年に菊池恵楓園が入所者のCT(断層撮影装置)検査を国立療養所である再春荘病院に依頼した際、委託治療が拒否されたことが記されています。同病院はわずか5メートルの道を隔てて菊池恵楓園の南隣に位置する同じ国立療養所です。しかし、「恵楓園の入所者が出入りすると(再春荘)外来患者が減る」という職員の反対意見に押し切られたのです。

また、1967年には、全国紙主催のアマチュア囲碁十傑県大会に菊池恵楓園 の入所者が参加を申し入れたところ、主催者より「患者さんが会場に来ると、 トラブルが懸念される」として出場を断ったことも紹介されています。

市民とハンセン病回復者との対立の構図、そしてそれを口実にした「宿泊の拒否」「検診の拒否」「競技会参加の拒否」の現実。ハンセン病問題に関する検証会議の最終報告書(2005年3月1日)には、「今回のアイスター事件の場合は、県が毅然とした態度をとったために、問題が顕在化したが、顕在化していない同種事件は無数にあるのではないかと想像される(p750)」と記されています。

さらに今回のホテル宿泊拒否事件における「市民の登場」に関して、もう1つ指摘しておかなければならない事実があります。それは、先に述べた菊池恵楓園の入所者自治会に対する嫌がらせの手紙の一つについてです。2003年11月25日消印のその手紙には、Uさんという東京で実在する人の住所氏名が差出人として記されていました。ところが、そのUさんが12月12日付の熊本日日新聞に、『江戸・東京の被差別部落の歴史-弾左衛門と被差別民衆』(明石書店)の著者として紹介されていたのです。この記事を見た菊池恵楓園の自治会

長は驚き、さっそく連絡を取ったところ、Uさんはそんな差別手紙を出した覚えばなく、名前と住所が悪用されていたことが判明しました。

実は 2003 年から 2004 年にかけて、「連続大量差別ハガキ事件」と呼ばれる 部落差別事件が発生していました。犯人は後に逮捕されますが、食肉市場への 差別ハガキや部落解放同盟員宅への高額商品の注文による嫌がらせ、同盟員自 宅周辺への差別ハガキのばらまきなどの実に悪質な差別行為を繰り返していました。そうした行為において実行者として名前を使われていたのが同盟役員の ひさんだったのです。そして今回のホテル宿泊拒否事件をきっかけに、部落出身者をハンセン病回復者への差別者に仕立て上げようとしたのでした。4)

黒髪小学校事件において龍田寮の子ども達の前に立ちふさがった在学児童の保護者の姿や、黒川温泉ホテル宿泊拒否事件での市民の登場など、民衆自身がハンセン病回復者に対する排除や差別の実行者として登場するという悲劇の構図は今も変わっていません。こうした「差別の末端を民衆に担わせていく」という差別のカラクリの端的な歴史的事実が「無らい県運動」でした。

熊本地裁判決においても、「このような無らい県運動等のハンセン病政策に よって生み出された差別・偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を 異にするもので、ここに、今日まで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の 原点があるといっても過言ではない」と指摘しています。

「無らい県運動」とはいったい何だったのでしょうか。その名において、何がなされたのでしょうか。どんな論理と社会的営みの中で、そのようなことが可能になったのでしょうか。徳田弁護士の問題提起の通り、「無らい県運動」の解明は、ハンセン病問題にとどまらず日本社会の差別の構造解明にもせまるものではないかと感じています。

(注)

- 1) 当日の徳田弁護士の講演録は、(財) 鳥取市人権情報センター発行の『架橋』 15号(2006年9月)に収録されている。本文の引用は、これによっている。
- 3) この項の執筆に当たっては、熊本新聞社編『検証・ハンセン病史』(2004年3月 河出書房新社)を参考にした。
- 4) 部落解放同盟東京都連合会の HP を参照。 http://www.asahi-net.or.jp/~mg 5 s-hsgw/